

特殊業務担当職員

法定外健診見直し

市が表明

川崎市は24日の市議会本会議で、特殊業務を担う市職員に対して行っている特殊健康診断のうち、労働安全衛生法で実施対象に定められていない各局独自の健診が5種類あると説明。今後、これら法定外の特殊健診の実施を見直していくことを明らかにした。

無所属の三宅隆介氏（多摩区）の一般質問に答えた。三宅氏は「役所が法の対象になっていない健診を税金でやるのは、市民感情からいって理解を得られないのでは」と指摘した。

市が行っている法定外特殊健診は、環境局の「重金属類特別健診」や環境局・建設緑政局の「重量物取扱業務特別健診」など。2010年度350万円、11年度292万円、12年度253万円を支出している。

これら法定外の特殊健診について市側は、個々の業務内容や危険度などを勘案し、業務の所管局で実施の判断をしてきたと説明。福田紀彦市長は「昭和50年代から続いている特殊健診もある。医学的知見も踏まえて、早急に見直していきたい」と述べた。

(高田 俊吾)